

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、市の各部局における平素の業務、市職員の参集等について、以下のとおり定める。

1 市の各部局における平素の業務

各部局等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための業務を、防災をはじめとする様々な危機管理体制の強化に関する業務と併せて行うものとする。

また、国民保護に関する措置の総括、各部局間の調整、企画立案等の他、以下の国民保護措置に係る平素の業務については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行うものとする。

なお、各部局の平素の業務の詳細については、別に定める。

【国民保護措置に関する平素の業務】

- ・市国民保護計画の見直し、変更に関すること
- ・市国民保護協議会の運営に関すること
- ・市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置準備に関すること
- ・国民保護措置の研修・訓練に関すること
- ・国民保護措置の啓発に関すること
- ・警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関との調整その他の住民の避難に関する措置の準備に関すること
- ・退避の指示、警戒区域の設定、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の準備に関すること
- ・物資及び資材の備蓄等に関すること
- ・防災行政無線の維持に関すること
- ・安否情報の収集体制の整備に関すること

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

担当職員の登庁後は、消防本部より引き継ぎ、国民保護措置を実施する体制を整備する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長が行わなければならない判断を常時補佐できる体制を整える。

【職員参集基準】

体制	参集基準
①市国民保護警戒本部体制	市災害警戒本部体制に準じて職員を参集
②市緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市の全部局での対応が必要な場合 ・現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合 ・近傍の自治体で多数の人を殺傷する行為等の事案が発生し、市でも生起する可能性が考えられる場合	②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	①
	市の全部局での対応は不要だが、情報収集の対応が必要な場合	②
	市の全部局での対応が必要な場合 ・現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合 ・近傍の自治体で多数の人を殺傷する行為等の事案が発生し、市でも生起する可能性が考えられる場合 ・救援に関する措置を講ずべきことを指示された場合	
市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③	

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

幹部職員及び国民保護担当職員は、参集時の連絡手段として、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じて職員を参集する。

(6) 活動体制

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき業務所掌について市地域防災計画に定める体制に準じて別に定める。

(7) 本部機能の確保

市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合は、本部機能を確保するため防災に関する体制に準じて以下の項目について定める。

- ・ 交代要員の確保その他職員の配置
- ・ 食料、燃料等の備蓄
- ・ 自家発電設備の確保
- ・ 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部における体制

市における参集基準等と同様に、消防本部における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、府と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、府と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続担当部署については、具体的な権利利益の救済内容に応じて決定する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関すること (法第 81 条第 2 項) 特定物資の保管命令に関すること (法第 81 条第 3 項) 土地等の使用に関すること (法第 82 条) 応急公用負担に関すること (法第 113 条第 1 項・5 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1 項・3 項、 80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
不服申立てに関すること (法第 6 条、175 条)	
訴訟に関すること (法第 6 条、175 条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

国民の権利利益の救済に係る手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書等管理規則の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

また、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2章 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するに当たり、国、府、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、これら関係機関との連携体制の整備について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、国民保護協議会、防災会議、府の広域振興局ブロック毎の危機管理関係機関連絡会議など防災・危機管理等の既存の連携体制も活用し、関係機関との連携の強化に努める。また、本計画と関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

2 府との連携

(1) 府の連絡先の把握等

緊急時に連絡すべき府の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、山城広域振興局を核として府と必要な連携を図る。

(2) 府との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、府との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の府への協議

府との国民保護計画の協議を通じて、府の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 府警察及び道路管理者（国、府、西日本高速道路株式会社）との連携

市が管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、府警察及び道路管理者（国、府、西日本高速道路株式会社）と必要な連携を図る。

3 近隣市町との連携

(1) 近隣市町との連携

近隣する市町と連携するとともに、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設け、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等を活用すること等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有について把握する。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の輸送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 自衛隊との連携

防災のための連絡体制を活用して情報連絡体制の確保を図る。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

自主防災組織及び町内会・自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、宇治市災害ボラン

ティアセンター、その他各種ボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

7 市内の様々な機関、団体との協力関係の構築

府と連携し、武力攻撃等の情報、警報、避難の指示の伝達、緊急通報など様々な情報を市民に対して的確かつ迅速に提供し、また、被災情報や安否情報の収集を円滑に実施するため、市内の様々な機関や団体との協力関係の構築に努める。

警報等の伝達	学校、病院、駅その他の多数の人が利用する施設の管理者
安否情報の収集	医療機関、学校、大規模事業者
その他	大学、観光関連事業者、生活関連等施設の管理者

第3章 情報の収集・伝達・提供等の体制整備

武力攻撃事態等においては、国民保護措置に関する情報、警報及び避難の指示の伝達、被災情報、安否情報など様々な情報を関係機関相互間で共有し、市民に対して的確かつ迅速にこれらの情報を伝達することが重要である。このため、通信の確保及び情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者、非常通信協議会等との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

2 情報の収集・提供等の体制整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 情報の収集のための体制の整備

武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を適時かつ適切に収集するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その管理運営及び整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理運営体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信ネットワークの整備・拡充を推進するとともに相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置の実施に必要な非常通信設備については、武力攻撃災害時において確実に利用ができるよう定期的に総点検する。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定し、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人、その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 市民に対する情報提供体制の構築

自然災害時における体制を活用し、武力攻撃の状況や被災情報の公表、警報や緊急通報の伝達、安否情報の提供等について正確な情報を適時適切な方法で提供する体制を構築する。

3 警報の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

知事から警報の内容の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生・児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会、自主防災組織、町内会長・自治会長等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。この際、通信精度の向上に留意する。

(3) 国が整備する緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) 、全国瞬時警報システム (J-ALERT) との連携

国からの情報を迅速かつ確実に受信するため、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) 、全国瞬時警報システム (J-ALERT) を有効に活用する。

(4) 府警察との連携

武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの市民への周知

国民保護に係るサイレン音 (「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知) については、訓練等の様々な機会を活用して市民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

府から警報の通知を受けたときに迅速に警報の内容の伝達を行う必要のある区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他

の多数の者が利用又は居住する施設等に対する警報の伝達について、府との役割分担を考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

府と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるよう環境の整備に努める。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の内容及び収集・報告の様式

避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（下記「収集・報告すべき情報」参照）に関して、原則として武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて府に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---|
| <p>1 避難住民、負傷住民</p> <p>① 氏名</p> <p>② フリガナ</p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所（郵便番号を含む。）</p> <p>⑥ 国籍</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ 負傷（疾病）の該当</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ 現在の居所</p> <p>⑪ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑫ 親族・同居者への回答の希望</p> <p>⑬ 知人への回答の希望</p> <p>⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意</p> <p>2 死亡住民</p> <p>（上記①～⑦に加えて）</p> <p>⑮ 死亡の日時、場所及び状況</p> |
|---|

- ⑩ 遺体が安置されている場所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ ①～⑦及び⑩～⑫を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の整理担当者及び回答責任者等を定めるとともに、担当職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、府の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）について確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関の所在及び連絡先についてあらかじめ把握する。

5 被災情報の収集及び報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制を整備して、以下の被災情報を迅速に収集する。

- ① 武力攻撃災害が発生した日時及び場所
- ② 武力攻撃災害の状況の概要
- ③ 人的及び物的被害の状況

(2) 府への報告

収集した被災情報を火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、ファクシミリ等により直ちに府に報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）	
令和 年 月 日 時 分	
宇 治 市	
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）	
(1) 発生日時	令和 年 月 日
(2) 発生場所	〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要	

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(3) 第一報報告後の措置

第一報を府に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報を電子メール、ファクシミリ等により適時に府に報告する。

(4) 担当者の育成

情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等に必要知識や手順について研修や訓練を通じ担当者を育成する。

第4章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する体制の整備

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- WebGISを活用した地図
(※ 住宅が判別できる最新版のもの)
- 区域内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、府道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、府、民間事業者等）の連絡先一覧、協定等
(※ 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部に表示できるように準備)
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者名簿

* 【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である。（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務付けられ

ており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画に定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(2) 隣接する市町との連携の確保

市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 民間事業者からの協力の確保

避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力が得られるよう、平素から連携・協力の関係を構築する。

(4) 学校や事業所との連携

学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、府、府警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成したマニュアルを参考に、観光旅行者や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 府との調整

府から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や、府の行う救援を補助する場合について、市の行う救援の活動内容や府との役割分担等を、自然災害時における活動状況等を踏まえ、あらかじめ府と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

府と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

府と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の輸送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

府が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する以下の情報を共有する。

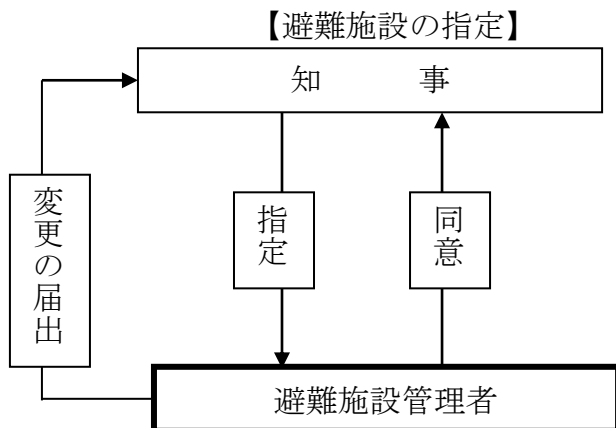
- | |
|---|
| ○ 輸送力に関する情報 |
| ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員 |
| ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など |
| ○ 輸送施設に関する情報 |
| ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など) |
| ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など) |

(2) 輸送経路の把握等

武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の輸送を円滑に行うため、府が保有する市の区域に係る輸送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

府が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を府に提供するとともに府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、府と共有して市民に周知する。



6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市域内に所在する生活関連等施設について、府を通じて把握するとともに、府との連絡態勢を整備する。

また、自ら管理する生活関連等施設について、「生活関連等施設の安全確保の留意

点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、既存のマニュアル等を活用して安全確保措置の実施のあり方を定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管府担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管府担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	危機管理監
	2号	ガス工作物	経済産業省	危機管理監
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	府民環境部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	建設交通部
	5号	電気通信事業用交換施設	総務省	危機管理監
	6号	放送用無線施設	総務省	危機管理監
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	建設交通部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	建設交通部
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	建設交通部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	総務部
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	健康福祉部
	3号	火薬類	経済産業省	危機管理監
	4号	高圧ガス	経済産業省	危機管理監
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	危機管理監 健康福祉部
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	危機管理監
	7号	放射性同位元素（汚染物質含む）	文部科学省	危機管理監、総務部 健康福祉部、農林水産部
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省	健康福祉部、農林水産部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	危機管理監
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	危機管理監 総務部、健康福祉部
	11号	毒性物質	経済産業省	危機管理監

(2) 市が管理する公共施設における警戒

情勢が緊迫している場合等においては、必要に応じ、府の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この際、府警察等との連携を図る。

第5章 物資及び資材の備蓄、整備

備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねて整備する。特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

なお、国民保護措置に従事する職員の飲料水や食料などについても同様とする。

【住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料 など

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び府の整備の状況等も踏まえ、府と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 府との連携

府と連携して国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備を図る。この際、府、他の市町等と相互に備蓄状況の把握に努め、自然災害時等における協定等について必要な見直しを行うなど備蓄物資等を融通しあえるよう関係強化に努める。

2 市が管理する施設及び設備の整備・点検等

(1) 施設及び設備の整備・点検

国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備・点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市が管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用して整備・点検を行うとともに、系統の多重化、バックアップ体制の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、適切な保存を図り、バックアップ体制の整備に努める。

第6章 国民保護に関する研修、訓練及び啓発

市職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

国民保護の識見を有する職員を育成するため、消防大学校、府消防学校等の研修機関の研修課程や府の実施する研修等を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修

職員に対して、国、府等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、府と連携し、消防団員、学校関係者、大規模事業所関係者及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】 (<http://www.kokuminhogo.go.jp/>)

※【総務省消防庁ホームページ】 (<http://www.fdma.go.jp/>)

(3) 外部有識者等による研修

職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、府、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

近隣市町、府、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、府警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上

訓練、実際に人・物等を動かす実動訓練等、判断及び実際の行動を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練等を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等について、町内会・自治会、自主防災組織等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 町内会・自治会、自主防災組織などと連携し、市民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、市民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 府と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震時等の計画及びマニュアル等に準じて警報の伝達及び避難誘導を適切に行うために必要な訓練の実施を促す。
- ⑥ 府警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

3 国民保護措置に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

(1) 啓発の方法

国及び府と連携しつつ、市民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら市民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、府教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

4 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

また、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努める。

この際、日本赤十字社、府、消防機関などとともに、傷病者の応急手当の方法について普及するとともに、府警察と連携して武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区域外への車両の移動、警察の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

第7章 要配慮者等への支援体制の整備

武力攻撃事態等において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及び言語、生活習慣の異なる外国人に対し、避難、救援、情報伝達などの国民保護措置を府及び関係機関と連携し、迅速かつ的確に実施できるよう必要な対策について、以下のとおり定める。

1 要配慮者対策

(1) 要配慮者の所在の把握等

防災・福祉・教育部局、消防本部、消防団、自主防災組織、福祉関係者との連携を図るとともに平素から、高齢者、障害者、乳幼児などの要配慮者に関する最新の情報収集に努める。

情報の収集にあたっては、本人の同意を得る等個人情報の保護に十分配慮し、収集した情報は適正に管理する。

(2) 要配慮者への情報伝達体制の整備

平素から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者、町内会・自治会及び地域の自主防災組織等との連携を強化し、情報の的確かつ迅速な伝達や安否確認が可能な体制の整備に努める。

この際、府が構築する各種手段による情報等の伝達や安否確認のシステムとの連携を強化する。

(3) 避難支援体制の整備

要配慮者及び避難支援者への的確かつ迅速な情報伝達体制の構築に努めるとともに、個々の要配慮者に対し複数の避難支援者を定めるなど、具体的な計画の策定に努める。

(4) 病院等施設利用者の避難誘導體制の整備

病院、老人福祉施設、障害者施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が利用している施設の管理者に対して、火災や地震等のための既存の計画等を参考にして、平素から避難誘導を適切に行うための体制の整備に努めるよう要請する。

(5) 要配慮者の安全確保等

① 避難実施要領を作成する場合、武力攻撃事態等において要配慮者が迅速かつ適切に避難できるよう配慮する。

② 武力攻撃事態を想定した訓練を実施する場合、市民等の協力も得て要配慮者を含めた訓練の実施に留意する。

③ 食料及び生活必需品の確保に当たっては、要配慮者のニーズに配慮した物資の確保に努める。

④ 府と連携して点字や音声等を使用した広報媒体を活用するなどの方法により、国民保護等の啓発に努める。

2 外国人対策

(1) 外国人支援体制の整備

宇治市国際交流協会や市内関係団体との連携を強化し、武力攻撃事態等をはじめ様々な緊急事態において、地域全体で外国人を支援できる体制の整備に努める。

(2) 日本語の理解が不十分な外国人への情報伝達

府と連携して日本語の理解が不十分な外国人に対し警報、避難の指示の伝達などの情報について多言語化に努める。この際、府が、外国語放送等の処置をした場合はその内容を迅速に伝達できる体制の整備に努める。

(3) 避難施設の運営

言語、生活習慣の異なる外国人に配慮した避難所の運営に努める。

(4) 外国人の安全確保

- ① 防災の避難場所、道路標識等の表示板の多言語化を進める。
- ② 府と連携し、防災や国民保護の訓練への外国人住民の参加の推進に努める。
- ③ 府及び国と連携し、外国語による啓発パンフレットの作成・配布など多言語による国民保護等の普及啓発に努める。
- ④ 外国人雇用者の多い企業・事務所などにおける国民保護に関する啓発が行われるよう配慮する。
- ⑤ 通訳・翻訳ボランティアとの連携体制の確保に努める。

第8章 観光旅行者等の保護

武力攻撃事態等においては、警報や避難の指示など多くの情報が、市から町内会・自治会、自主防災組織等を通じて市民に伝達されることとなるが、観光旅行者等は、こうした伝達ルートから外れており、地理にも不案内である。

こうしたことから、多数の観光旅行者等が訪れる本市では、観光旅行者等に対し、市民と同様、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要な対策について、以下のとおり定める。

なお、外国人観光旅行者等については、前章2の外国人対策も踏まえ配慮を行うものとする。

1 観光旅行者等への情報伝達体制の構築

(1) 観光旅行団体との連携

府と連携し、観光旅行者等に対し警報、避難の指示の伝達が的確かつ迅速にできるよう、宇治市観光協会や観光関連の団体等を通じて、旅館・ホテル、観光施設や神社仏閣をはじめとした観光資源への情報伝達体制とともに観光旅行者等が利用すると考えられる公共交通機関やタクシー、みやげ物店やコンビニエンスストア等との情報伝達体制の整備に努める。

(2) 観光旅行者等への情報提供

府と連携し、観光旅行者等への情報を的確かつ迅速に提供できるよう、情報提供窓口の設置や市ホームページによる情報等の伝達体制の構築に努めるとともに、放送事業者等へ迅速かつ的確な情報が伝達できるよう平素から連携に努める。

2 帰宅困難な観光旅行者等対策

他の都道府県、市町村で武力攻撃事態等が発生した場合、公共交通機関が途絶し、帰宅が困難な観光旅行者等が市内に発生すること、また、観光旅行者の自家用車並びに観光バスが市内に止まることも想定されることから、「相談窓口の設置」、「帰宅支援活動」等の対策について、府と連携して検討する。